

障害のある方の超短時間雇用 促進モデル事業始動!!

この業務だけ、
誰かにして
もらえたら...

いつか
やろう...!



特定の時期だけ
業務が多い...

→超短時間雇用で解決!?

超短時間雇用とは

働く意欲があっても、障害特性等により長時間の勤務が難しい方々が、
短時間(週20時間未満)で働くことができる環境を整備する取組です!

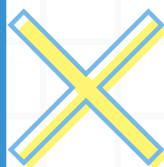
求職者

- ・短時間で、能力を発揮することができる
- ・毎回決まった業務で働くことができる



企業

- ・特定の業務だけを担当する人材を確保できる
- ・繁忙期だけなど、スポットで依頼ができる



企業のメリット

- ・後回しになっていた業務等を短時間就労者が担当することで、本来業務に集中することができる。業務効率化に!
- ・「やってもらえると助かる」業務内容に合わせて、柔軟に雇用期間を調整できます!

雇用事例

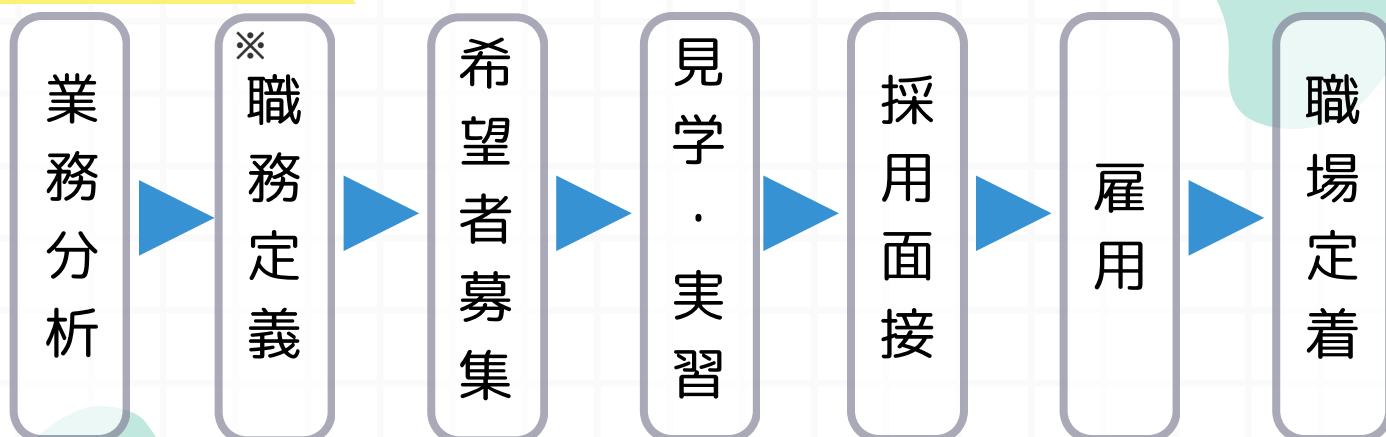
…事務や清掃…

- ・ 保育園での清掃、消毒業務
- ・ 企業でのデータ入力、封入作業
- ・ 介護施設でのベッドメイキング
- ・ 翻訳業務
- ・ 図書館での書籍の管理 等

…軽作業など…

- ・ カフェでの受付業務
- ・ レストランでの食器洗浄
- ・ パン屋でのパンの成形業務
- ・ 飲食店での食材の下処理 等

雇用プロセス(例)



※職務内容が明確に定義された特定の職務

京都市での支援内容

- ・ **超短時間雇用に取り組む企業等支援** …企業のニーズに応じた職務内容を明確に定義し、障害のある方とのマッチング支援を行う
- ・ **障害のある方の就労支援** …相談窓口を設置し、障害特性に寄り添った就労支援を行う
- ・ **定着支援** …就職が決まった障害のある方に対して、就労に関する相談対応、就職企業等との連絡調整などの支援を行う
- ・ **セミナー等の開催** …創出した事例の紹介や、先進的な他都市の事例などのセミナーを開催予定

興味のある企業様、障害のある方は下記の問い合わせ先までご連絡ください!!

問い合わせ先 (受託事業者)

超短時間雇用促進センター「はたらきまひょ」

運営事業者：株式会社アイシーエル

電話:075-708-7886 FAX:075-708-7856

発行:令和7年7月 保健福祉局障害保健福祉推進室

京都市印刷物：第070816号